

妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ等合宿の郷づくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、合宿を通じ、交流人口の拡大を図り、市民のスポーツ及び文化振興の普及並びに地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 学校、実業団等に所属する団体又は一定の目的をもって組織された団体(以下「団体等」という。)若しくは団体等に所属する者が、当該団体等の目的達成のために練習、研修等を行うことをいう。
- (2) 合宿者 妙高市内に所在するホテル、旅館、ペンション、寮等(以下「市内宿泊施設」という。)に宿泊し、市立施設を使用又は利用(以下「使用等」という。)し合宿を行うものをいう。
- (3) 民間事業者 市内宿泊施設を営むもの及び物品販売又はサービス提供を生業とするもの並びに観光協会をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツ等合宿の郷づくりを推進するため、市民、民間事業者及び市は、相互に連携を図り、地域資源や特色を活かすとともに、合宿者とのふれあいを大切に、人と心の交流促進に努めるものとする。

(計画の策定)

第4条 市は、スポーツ等合宿の郷づくり推進に関する基本計画を別に定めるものとする。

(役割)

第5条 この条例において、次に掲げるものは、それぞれの役割を認識し、事業の推進に努めるものとする。

- (1) 市民は、地域や地域資源の美化に努め、合宿者を歓迎するとともに、積極的なふれあいにより新たな交流の促進に努める。
- (2) 民間事業者は、合宿誘致にむけた活動を主体的に展開するとともに、合宿者に対し質の高いサービスを継続的に提供するように努める。
- (3) 市は、施設の設置者として適正な管理を行うとともに施設管理者に対し適正な管理を指導し、合宿者が安全で安心して使用等できるよう施設の提供に努める。
- (4) 市は、民間事業者相互の調整を図り、その連携強化の促進に努める。

(優遇措置)

第6条 第1条の目的達成のため、合宿者が市立施設を使用等する場合における使用料又は利用料金については、当該市立施設の使用料又は利用金を定める条例の加算割合の規定は適用しないものとする。ただし、合宿者が、市立施設の使用等にあたり、入場料を徴収する場合又は営利若しくは営業を目的に使用等する場合においては、当該加算割合の規定を適用するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

第2条 この条例は、平成 36 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

則(平成 25 年 12 月 18 日 条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

則(平成 30 年 12 月 19 日 条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。